

令和3年6月定例会
(2021年)

議案書③

5月20日提出

【その他】

市議案第49号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和3年（2021年）5月20日提出

豊中市長 長内繁樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
豊中市立小中学校 教員用タブレット 端末及び無線投影 システム一式	128,571,432円	株式会社内田洋行 大 阪 支 店

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第3条の規定により提案するものである。

市議案第50号

車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

令和3年（2021年）5月20日提出

豊中市長 長内繁樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故名 | 車両損傷事故 |
| 2 | 事故発生日時 | 令和3年2月19日
午前2時10分頃 |
| 3 | 事故発生場所 | 豊中市東豊中町2丁目9番先 |
| 4 | 被害者 | 住 所 大阪府摂津市鳥飼西1丁目1-17号
法 人 名 株式会社MFL
代表者氏名 信川英樹 |
| 5 | 事故の内容 | 別紙のとおり |
| 6 | 損害賠償額 | 市から被害者に対する損害賠償の額を総額
3,535,720円と定める。 |

（提案理由）

豊中市東豊中町2丁目9番先で発生した事故について、被害者と豊中市で損害賠償に関する交渉を行った結果、賠償金を支払う必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものである。

(別紙)

事 故 の 内 容

- 1 事故発生日時 令和3年2月19日
午前2時10分頃
- 2 事故発生場所 豊中市東豊中町2丁目9番先
- 3 事故当事者

(1) 被害者

住 所	大阪府摂津市鳥飼西1丁目1-17号
法 人 名	株式会社 MFL
代表者氏名	信川 英樹

(2) 豊中市

担 当 課	都市基盤部基盤管理課
-------	------------

4 事故の内容と経過

上記発生場所において、被害者である株式会社MFLの従業員が運転する事業用貨物自動車の上部が市管理樹木の枝に接触する事故が発生した。

市管理樹木の枝は車道の中心へはみ出しており、高さ約3m部分（建築限界の高さは4.5m）に接触した。事故発生時刻は深夜であり、周辺は暗く運転手が枝のはみ出しを認識することは困難な状況であった。

本件事故後、被害者が車両の修理を行い、車両の修理代金及び現場搬送費用について示談交渉を重ねた結果、総額7,071,440円のうち過失割合50%で算出した3,535,720円を損害賠償することで、今回の合意に至ったものである。

なお、賠償金は道路賠償責任保険にて支払う予定である。